

第十五回 参議院通商産業委員会會議録第六号

昭和二十七年十二月十八日(木曜日)午後二時十九分開会
出席者は左の通り。

委員長 結城 安次君
理事 栗山 良夫君
委員 古池 信三君
小龍 彬君
左藤 義隆君
松平 勇雄君
高橋龍太郎君
島 清君
西田 隆男君
石川 清一君

委員外議員

経済安定委員長 境野 清雄君
通商産業大臣 小笠原三九郎君
通商産業 政務次官 小平 久雄君
政府委員 通商産業 重工業局長 葦澤 大義君

事務局側

常任委員 林 誠一君
常任委員 山本友太郎君
常任委員 小田橋貞壽君
常任委員 会専門員 小田橋貞壽君
常任委員 会専門員 小田橋貞壽君

説明員

通商産業省公 益事業局長 森 誓夫君

本日の会議に付した事件
○織物消費税法の廃止に伴う特別措置に関する法律案(境野清雄君外五十四名参議)

○電気及びガスに関する臨時措置に関する法律案(内閣送付)
○武器等製造法案(内閣送付)
○連合委員会開会の件

○委員長(結城安次君) それでは只今から委員会を開会いたします。
先ず第一に、本日の議題となつております織物消費税法の廃止に伴う特別措置に関する法律案、この提案理由を境野清雄先生からお伺いいたします。
○委員外議員(境野清雄君) 只今議題となりました織物消費税法の廃止に伴う特別措置に関する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

いわゆるシャッブ勧告に基づく税制改革の一環として、昭和二十四年十二月二十七日法律第二百八十五号織物消費税法等を廃止する法律が公布せられ、昭和二十五年一月一日から施行せられたことは周知の通りであります。

然るに織物消費税はいわゆる庫出税でありました関係上、税法廃止当日における販売業者の手持品についてはその全部、生産業者の手持品についてはその大部分が納税済であつたわけであり、而して当該業者はその手持品の販売に当りましては、無税品の出廻り、又は出廻り期待のため市場の買控えに對処するために、少くとも税額相当の値引を止むなくせられた状態であつたのであります。

一方、昭和二十一年九月、絹織物、人絹織物及び毛織物の消費税が従来の従価一割五分から四割に引上げられた際には、政府は生産業者及び販売

業者の手持品、在庫品を厳格に調査いたし、その税額を徴収して参つたわけでありました。税率引上げに際しましてはその差額を徴収し、引下げ又は廃止によつて、現にそれがために関係業者が莫大の損失を蒙り、相当数の倒産者をも生ぜしめた事態に對して、何らの措置を講じないといふことは、理論上から申して不合理と申さなければなりません。殊に、昭和二十五年十一月法律第二百五十二号酒税法の一部を改正する法律の実施により、酒税の税率引下げが行われました際、製造業者及び販売業者の手持品在庫品について、それらに既納税額と現行税額との税差額について戻税措置がとられた事例もあり、更に、昭和二十四年度産米供米報償用として各都道府県農業会が政府より配給せられた諸物資のうち、綿布、タオル、作業衣等の繊維製品が爾後の市価低減に伴い著しい欠損を來したため、昭和二十五年末より同二十六年初頭にかけて数次に亘り総額五億七千万円を各農業会に補償いたした先例もある次第であります。

従いまして、織物消費税廃止に伴い、その戻税規定も当然廃止と相成りましたため、同法廃止の昭和二十四年十二月三十一日午後零時現在において保有いたしておりました生産業者の既納税在庫品及び販売業者の税込手持品の税額相当分を損失補てん額として払戻しせんとするものであります。

何とぞ慎重御審議の上御賛同賜らんことをお願いいたします。

○委員外議員(境野清雄君) 只今の資料につきましては、次の委員会までに早速提出するように手配いたします。

○委員長(結城安次君) 皆さんにお諮りいたしますが、この法案は只今栗山委員から御發議の通り予算措置、或いは税の關係その他ございまして、それらの關係は大蔵委員会にかかつておりますので、連合委員会を大蔵としなければ、結局はこゝだけで審議しても無駄になるかと存じますので、大蔵との連合委員会を開会することに申入れたいと思ひますが、如何でございましょうか。

○委員外議員(境野清雄君) 只今の資料は、この次までに御提出願うとしたしまして、次に大臣が参議院予算委員会をどうしても手を引けんと言つておられますので、それまでの間、今日の議案第二の電気及びガスに関する臨時措置に関する法律案(予備審査)を、これを前回に引續いて……

○小龍彬君 この織物消費税法の問題はあれですか、この次の委員会だけで資料をもらつて討議をして、そのあとで連合委員会をするのですか。むしろこれは大蔵委員会と非常に關係があ

のこと自体が基本的な重大問題でもあり、別個の法律乃至別個の審議会で論ぜらるべきものであると考へるのであります。前述のような問題につきましてもは大いに論議を尽くし、改正すべきものは改正したいと存する次第でございます。次に御尋ねの電気事業再編成令施行後の電気事業の功罪について申述べますと、電気事業再編成の素地は電気事業の民主化がその基本的な狙いであり、公益事業令は公益事業の民主的運営を通じて、公益性と私益性の調整を図り、電気事業を健全に発達せしむることを基調としていたことは御承知の通りでございます。電気事業再編成後一年半に過ぎざる現在、その功罪を早計に論断することはいささか不適当であります。が、私は現在までのところでは、電気事業の十余年の国家管理体制を脱却せしめ、企業の自主性を回復せしめ、民主的運営に委ねることは適当であつたと考へるものであります。即ち電力会社の経営者は、日發配電時代に比べて企業意識が振起されて、問題点を自主的に解決せんとする気持を持つてゐることは喜ばしい次第であります。電源開発につきましても、当時比し地方の実情に即した計画が活潑に実施されておると考へます。又日發配電当時は業者間で機構と人員配置の上で重複しておる点、例えば日發支店と配電本社、日發地方本社と配電支店が多かつたのでありますが、現在は相当は正せられてゐると認められるのであります。併しながら現在の電力会社の業務運営につきましても、サービスの点等につきましてもまだ不十分と認められる点が相当ありますことは、誠に遺憾でありまして、反省をいたしました。今後十分に監督し、是正を図りたい所存であります。なお現在供給地域の独占、水火力調整金等、種々論議の俎上に上る問題が残つておるのであります。が、これらにつきましても、電気及びガス関係法令の改正の機会におきまして、慎重に検討を加へて妥協した結果を得たいものと存じておる次第でございます。

更に政府は電気事業再編成令による現在の電気事業組織の建前を崩すべきではないというが、電源開発促進法による電源開発株式会社設立と矛盾するのではないかと、このように御尋ねに對しましては、電源開発促進法は御承知の通りに、電力会社の実施は御承知の大規模又は実施困難な電源開発を促進する目的で制定されたものでございまして、電源開発株式会社が開設した電力は、電力会社に設備もろとも吸収されるか、又は電力会社を通じて配電される旨、法律上明らかに定められており、電気事業再編成令の建前と矛盾するものではないと存じます。なお電気事業再編成に当り、立案の基本方針として閣議了解を見ました電気事業再編成要綱においても、只見川のような大規模な電源開発、その他開発困難な地域の開発につきましても、別途の措置を講ずる旨を謳つておる。電源開発促進法による電源開発会社の設立は、電気事業再編成の建前を崩すものではなく、むしろその精神を補完したものでないかと考へております。

更に御尋ねの電気設備復元問題についてお答え申し上げますと、電気設備の復元につきましては、先国会におきまして議員立法として上程されたこと

もありまゐるので、政府といたしましては、今後十分に研究を進めたいと存じておりますが、目下のところではまだ結論を得ておらん次第でございます。

もありますので、政府といたしましては、今後十分に研究を進めたいと存じておりますが、目下のところではまだ結論を得ておらん次第でございます。

もありますので、政府といたしましては、今後十分に研究を進めたいと存じておりますが、目下のところではまだ結論を得ておらん次第でございます。

もありますので、政府といたしましては、今後十分に研究を進めたいと存じておりますが、目下のところではまだ結論を得ておらん次第でございます。

もありますので、政府といたしましては、今後十分に研究を進めたいと存じておりますが、目下のところではまだ結論を得ておらん次第でございます。

もありますので、政府といたしましては、今後十分に研究を進めたいと存じておりますが、目下のところではまだ結論を得ておらん次第でございます。

もありますので、政府といたしましては、今後十分に研究を進めたいと存じておりますが、目下のところではまだ結論を得ておらん次第でございます。

もありますので、政府といたしましては、今後十分に研究を進めたいと存じておりますが、目下のところではまだ結論を得ておらん次第でございます。

もありますので、政府といたしましては、今後十分に研究を進めたいと存じておりますが、目下のところではまだ結論を得ておらん次第でございます。

もありますので、政府といたしましては、今後十分に研究を進めたいと存じておりますが、目下のところではまだ結論を得ておらん次第でございます。

もありますので、政府といたしましては、今後十分に研究を進めたいと存じておりますが、目下のところではまだ結論を得ておらん次第でございます。

もありますので、政府といたしましては、今後十分に研究を進めたいと存じておりますが、目下のところではまだ結論を得ておらん次第でございます。

もありますので、政府といたしましては、今後十分に研究を進めたいと存じておりますが、目下のところではまだ結論を得ておらん次第でございます。

もありますので、政府といたしましては、今後十分に研究を進めたいと存じておりますが、目下のところではまだ結論を得ておらん次第でございます。

もありますので、政府といたしましては、今後十分に研究を進めたいと存じておりますが、目下のところではまだ結論を得ておらん次第でございます。

もありますので、政府といたしましては、今後十分に研究を進めたいと存じておりますが、目下のところではまだ結論を得ておらん次第でございます。

もありますので、政府といたしましては、今後十分に研究を進めたいと存じておりますが、目下のところではまだ結論を得ておらん次第でございます。

ることによつて生産費を安くする工業
その他もたくさんございます。それか
ら又今の鉄道にしましても、今日の高
い石炭を使わずに電力に変えますれ
ば、もう少し経済的にけるのじやな
いかと思われ節もありません。そんな
ようなこともありますから、もう少し
先へ行きまして事情をよく勘案した上
で、どうしても動力その他に振向ける
ものについても特別な考慮をいたさな
ければならん場合は、先般どなたでし
たか、動力はもう自由にしたらどうか
というようにお話し出たのであります
が、それはそういうことがいいのかど
うかということは、私は動力につきま
してもどうもまだ電力の今の状況から
そういうことに直ちに御賛同申し上げ
かねると申したのであります。動力の
電気代金については特別に又考慮する
というような方法もそのときにおいて
考えられるのじやないかというふう
にも考えますので、いづれにしても電
源開拓によつて今のような生産費の高
いときに電源開拓をやることで電力が非
常に安くなることは考えませんが、併し
必要な事業の方面にそれが余計振向け
られるというところによつてほかの電力
のほうをもう少し上げてもいいのではな
いかというふうにも考えております。
併しどうもまだ私の研究は熟しており
ませんから、一応の私の考え方を率直
に申上げる次第です。

●栗山長夫君 只今のところはまだ御
意見があることと思ひますが、もう一
つ伺つておきますが、地域差の關係は
基本的な構想として大臣のお考えを私
そのまゝ生までお聞きしておきます。
もう一つはそういうような考え方で地
域差を狭めつつ行くのですが、それは
飽くまでも地域差のバンドを縮めると
いうわけですが、最近のように発電所
がどん／＼できて参りますと、恐らく
私は資本比の嵩み方によつて電気料金
の引上げというものが当然日程に上つ
て来るのじやないかと思ひますが、そ
ういうものは今年の四月やつたわけ
ですけれども、発電所の新しい開拓に
よつて、基本だけは需用者が負担しな
ければならんというふうな時代に、そ
ういうものはこの当分はなとお考え
になりますか、或いは近くやらなけれ
ばならんとお考えになりますか。
○國務大臣(小笠原三九郎君) 私は実
は当分ないというふうに見ておるので
あります。それは栗山さん御承知のよ
うに、今度の電源開拓等にも財政資
金、いわゆる國家資金を相当多額に投
入するのであります。これは單純な
民間資金にまで持つて行くのじやござ
いませんで、むしろ財政資金を相当
多量に入れ替えて、それから又過日こ
こでもちよつと御質問がございました
外資等につきましてもこの間申上
げましたように利息を五分、向うは五
分と言つておられます。そういうもの
が入つて来ますと、今の一割以上上つて
おる金利から見ますと、大変違つて
来ることになつて参りますので、それ
から又國の財政負担にいた分について
もその負担を財政負担にすることもだ
んだんとできて行くだらうと思ひます
ので、先行きのところは、少くともそ
う先の長い二三年先は知りません
が、ここ一年くらい先は何も料金を上
げないでける、こういうふうな考え
ておられて、又上げさせたくないとい
自分存じております。

●栗山長夫君 政治的にはそういうこ
とでいいでしょうけれども、今通産省
のほうには健全経営ということをやつて
おられて、當然資本比がこの原価計算
の上に殖えて行くものはこれは見て行
くという理論的な立場を恐らく事務当
局はとられると思ひますが、そうい
う如何にも財政資金を仰いだりしても
これは何がしかの利息はやはり払いま
すし、又設備として一遍簿備にあれば
償却はすぐ始つて行くわけですから、
経費のほうにはすぐ影響を持つて来る
わけでありまして、従つて今のようなス
ピードで電源開拓が行われて行くとき
に、ほかの諸条件は別です、新しい
電源開拓をやつたために資本比が殖え
て行くことが料金に影響を及ぼして来
る時期ですね、それは一体いつ頃と大
体お考えになつておるか、これはまあ
考え方は大臣から伺ひましたが、事務
当局はどれくらいに計算なさつておる
のでしょうか。
○説明員(森賢夫君) 只今私のほうで
昭和二十二年度までの電源開拓計画を
検討いたしておりますが、この案はま
だ最終的な結論には達しておりませ
んが、一応これによつて計算したところ
を申上げますと、昭和二十八年度に
おきまして若干単価が上つて来るこ
とになつております。その後毎年少し
ずつ上つて参ります。昭和三十二年
度の状態を見ますと大体二割程度上
るのではないかといいふらになつてお
ります。これはいろいろの過程が入
つておきまして、正確な数字だとは申
上げませんが、大体的見当を示したも
のでございます。

●栗山長夫君 そうすると、三十二年
度になつて予定の電源開拓が進んで行
きますと、それに關係する部分として
今の料金の二割程度は上げなくちゃな
らん、特に全国平均におきましてね、
、そういうふうな理解していいので
すね。
○説明員(森賢夫君) さうでございます。
○委員長(緒城安次君) 今予算委員会
のほうから大臣の出席を要求されてお
るようでございますから、どうぞ特に
大臣でなければいけない質疑を今先に
お願いしたいと思ひます。
●栗山長夫君 そこで話はもう一度元
へ戻るわけですが、電気事業の独立採
算による自主経営という、この考え方
が今通産大臣が言われましたことと、
只今の電力事業者が主張しておること
との間には、相當な隔りがあるように
私は考えるわけでありまして、たとへ
申しますと、水火力の調整金のごとき
は、もうなくしてしまひたい。これは五
六年間になくする、漸次なくすること
に約束ができておるのであります。が、
これはなくすればするだけ今の諸条件
から言へば地域差は、拡大されて、今
日のままに置いておいてもなお且つ地
域差は拡大する虞れがあります。そう
いふようなこと、水火調整金をなくし
てしまふということが、電気事業の独
立採算の自主経営である、こういう
工合に電気事業者のほうでは考へてお
る向きがあります。通産省のほうでは
さうでない。こういうことになりま
す、ここに電力行政の監督をするもの
とせられるものとの間に、思想的に大
きな、私は隔りがあると思ひますが、
その点はどいう工合にして今後指導
されて行くか。現にそういうような考

え方を持つておりますために、電気
事業者のほうにおいては再編成後には
電力行政の監督は成るべく開放せられ
て、本當に自由企業と同じようによつ
て行きたい、こういう空氣が極端に言
えは出ておるようでありまして、これ
も、その間をどういう工合に調整され
て行くか、これがやはりいろいろな電
気事業に対する問題の私は根本になつ
ておると、考え方の相違が根本になつ
ておると、こういう工合に考えます。
通商産業省としては再編成後どうい
うな根本の問題について、政府とし
ても、通産省としてもはつきりした見
解を明らかにせられたことは一回もな
いと私は思ふのであります。これも
やはり電気事業の今日のいろいろな問
題を昏迷にしておる一つの大きな理由
であらうと思ひますから、この点を一
つ明白にお話しやつて頂きたい。
○國務大臣(小笠原三九郎君) 私ども
の電気事業に対する根本的な考え方
は、純民間のものとして許したものであ
るから、企業者としての自主性につ
いては、又私益性についてはこれを或る程
度認めますが、併し電気事業そのも
のがすでに公益事業でありますから、
従つてこの公益面についての監督は十
分にこれをいたさなければならんと思
えております。従ひまして、更に言葉を
換えて言ひますと、公益事業の公益
性と私企業である意味の私益性、この
間の調整を図りつつ事業の進展を図
つて参りたい。更にもう少し具体的
な言葉で申しますならば、料金その他の
監督権は、いわゆる委任許可権は通産
省の手で持つておりますし、又今後
持つて参りますし、更に各種の公益事
業として必要でありますところの監

督はこれを緩めない考え方を持っておられます。従いまして、例えば利益配分その他の問題につきましても、そういう見地からものが割出されるものから、この純民間事業で成るものは三割も五割も配当したという実例もございしますが、この種の企業にはそういうことは私どもは結果として出て来ないだけの監督を十分して参る考えであります。

○栗山良夫君 公益性と私益性の調整を図ると言われましたけれども、そのやはりウエイトの置き方というものが問題にたつて来ると思ふのです。電気事業全体を考えた場合には公益性を強調する理由もあるわけで、それは金事業でなくともいいという考え方を私は持つておるのですが、例えば先ほど大口の需用などは自由にしたかどうかという話がございまして、私はこれはこれも一つのやはり考え方だと思ふのです。大体においては公益性のほうが私益性よりも尊重されて行かなければならぬやないかという工合に考えるのであります。大臣はやはり公益性と私益性との大體同じようなわけであるウエイトを置いて今までやつて来たとして、変りない電力行政をやつて行く、こういうようなお考えなのであるかと。

○國務大臣(小笠原三九郎君) どうもウエイトをどうするかという問題は、そのとき／＼の実は事情にもよつて多少の変化があることかと考えます。つまり私企業として完全に成立つて行く上におきましては資本を収集するとか、言葉を換えていうと株式の申込みをするとか、増資をするという問題がいろいろ起つて参ります。さうなると

きには少し私益性の点を見てやりませんと、その企業の健全な発達にむづかしいのではないかと併しすでに相當な発達を、形態を備へているものにつきましても、もつと利益がそれで上つて来るようなものにつきましても、このときは公益性のほうにウエイトを置きまして監督を嚴重にして参る、こういうことに分れて来るのじやないか。理論としては例えば公益性は私益に優先するか、私益は公益と相並んで行くか、こういうような理論的な問題につきまして言うならば、ただ私どもはこれは調整するということしか申し上げられせん。現実の問題について申し上げますならば、これはさうむずかしい問題ではなく行けるのではないかと思つておられます。

○栗山良夫君 それからお急ぎのよりです。それから一点だけ伺つておきますが、それはこの法律案によりまして、電気事業法の改正に對して審議會を設けて研究をすると言われたのであります。その研究をする主要項目等も先ほど伺つたのであります。それによりますと、やはり地域独占をどの程度に今後強化するのか、緩めるのか、或いはその他復元の問題、或いは再編成そのものを論議するといふようなことはこの審議會ではしないので、再編成の理念の下に審議會の運営をやつて行きたい、こういう工合にお述べになつたのであります。審議會としてしまして、電気事業は電気事業法が唯一の監督法とするならば、今外にされたような問題も全部引くるめて一本で抜本的な解決をされること、がやはり必要ではないかと私は考へておりますけれども、そういう御意思はございませんか。

○國務大臣(小笠原三九郎君) この問題につきましても、先ほど申しました通り、すでに決定しておる九分割の問題とか、復元問題を論じますことは却つてこの問題を紛糾させ、まだ出発して以來日が浅いものを又動揺させること等にもなりますので、こういう問題にはこちらから進んで諮問しない、審議會には諮問しないという考え方を持つておりました。審議會で諮問するのは供給地域の独占の問題とか、或いは施設供与の問題とか、地帯間の電力融通の問題とか、或いは料金の地域差調整の問題、つまりさういふたような現段階における各種の起つて来る問題について御審議を願おうと思つていますので、すでに決定した根本問題についてはこれは御諮問をいたさうとは思は考へておらないのであります。但しその委員会等で御意見が出來れば、その御意見についてはこれを承へておくことはもとよりこれは當然であります。

○栗山良夫君 まだこれに関連した項目で質問申し上げたいのであります。お急ぎのようです。それから次回に譲ります。

ただ、大臣に重ねて御所信を伺つておきたいのは、電力行政が再編成後とちらかと申しますと、少しとまどいをしておるような恰好のように私は見受けています。それで通産省として或いはできんなら閣議決定でもいいのですが、さういふような恰好におけるはつきりした態度というものを、すくなく、表明されてないわけですね。先ほど言葉の上ではあなた是非常に巧みな表現を使われたけれども、再

編成或いは公益事業令ができたときには電源開発促進会社を始めるという構想は全然なかつたわけですね。なかつたというよりは電源開発をやるためにこそ再編成をし公益事業令を施行するのだといふことですが、あれと電源開発とはイコールになつておつたのです。又復元の問題も、再編成が施行されたときに現在の日本の電気事業を九つに割つて完全な地域独占を許すのだといふことが前提になつてゐるが、復元の前提にはなつてゐない。こういうふうな内容的にその後変化をして来ておるが、政府はどういうような所信を持つてゐるか明らかになつてゐない。従つて私はまだ二、三項目が残つておりますけれども、今申し上げましたような根本的な問題を通産省で一つ整理されて、さうしてその所信をもう少し明らかにせられて、政府の所信として私はやはり國民に発表せられる必要があるのではないかと、さういふ工合に考えますけれども、さういふ御用意はございせんか。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 只今のところ何らさういふ用意はいたしておりませんが、御意見を伺つてみて大變私ども大きな／＼示唆を受けた点がございます。又今お話のような工合に、さういふふうな電力行政をして行くかといふこととさういふおつては、このあたりでございまして、これは非常にとらんとるべきでございます。これは至急私ども研究してみまして、さうして以後お話のようにこれを閣議決定に持つて行くべきだとするならばさうに持つて参ります。いずれにしても御迷惑になつてゐる点がありますれば、できるだけこれをはつきりさせたいと思ひます。ただ私就任して日も浅いためにまだ私が存じませぬ点があるもので、もう少し日を私にかして頂きますれば、十分御期待に酬うようにしたいと思ひます。

○栗山良夫君 まあ会期はだん／＼と迫つて参りましたけれども、これは成るべく早い機会に一つ、先ほど大臣のお考えは一応伺つたのでありますけれども、私はそれはまだ未成熟だと思ひますので、もう少し掘り下げてまゝめたるものを一つ一応お示しを願ひたいと思ひます。

○委員(長(結城安次君) ほかに大臣に……

○島清君 私遅れて参りましたので、或いはどなたかお聞きになつたかも知れませんが、若し御答弁になつておれば御答弁の必要はありません。あとで速記録を讀ませて頂きますが、今栗山君が質問をされた問題と関連してございしますが、この私企業面と公益面とを調整して行かれるというよりな御答弁でございまして、私はこれは九分割をさういふ工合に上げようではないかと、少くとも今度のストライキを通じては公益面が害されたと言へるのではないかと私は思ふ。ところが政府の今の御答弁ですが、少くとも私企業面と公益面との調整の不可能とまでは申し上げないまでも、少くとも公益面と私企業面との調整の不完全性と言いますか何と言いますか、さういふものは事実が立証しておると思ふのです。それにつきまして、今大臣の御答弁の結果として何かお考えがあるかどうか、それを承りたい。

○國務大臣(小笠原三九郎君) すでににお答え申し上げたと思ひますが、これ

は私もまだこの今のよりな私企業に、純然たる民間事業に電力事業が移つてからは日が浅いものでございまして、従つてこれらのことを十分見極めた上で、それで私企業の方では私益性と言いますか、又電気事業本来の公益性、それで両方がまあ電気事業は一方では健全に発達して行くのだというところ、こういうこと、又他方にはこれを需用している需用者の保護と、こゝういつたような点等からいろいろ調整を図りたいと思つてゐるのでございまして、今更のストのごとき問題は、これは幸いに近くもう自主的に私も解決すること、固く労使双方の常識の下に解決されることを固く信じておりますが、併しこれが公益性を非常に害する場合には今のような緊急調整等の問題の発令等を見ますので、そういう問題もございしますので、かたぐひの問題、これ一つを以て直ちに今までの電気事業に対する方針を変えて行くというところまでの決意は結論には達しておりませんので、併しこういった実例等も併せ考えまして、それから又公益事業令の一年有半運用しましたその実例等もよく勘案いたしまして、更に今更の法令改正審議会等におけるお話をいたしまして、立派な一つ電気行政をやつてもらいたい、かように考へてゐる次第でございまして。

○委員長(結城安次君) 別に大臣に対して御質疑がなければ……あと小平政務次官、森技術長も残つておりますから、御質疑を願います。ちよつと速記をとめて下さい。

【速記中止】

○委員長(結城安次君) 速記を始め、経安のはりで明十九日午後一時から中小企業金融に關して参考人を多数おいで頂いて事情を聞くのであります。過般中小企業金融に關する決議案まで出した通産委員会としては、これをやはり同時に聴取しておく必要があると思はれますので、連合委員会を申込みことに御異議ございせんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員長(結城安次君) では、申込みことにいたします。

それから次に、先般取りさめました二十二日の経安通産連合委員会における参考人は開銀總裁小林中氏は所用のため当日出頭し難い、見返資金の担当事務者梅野友夫氏を代理として差出したという申出がありましたが、如何いたしましょうか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員長(結城安次君) それではそういうことにいたします。

それから野田卯一氏は当日先約があるために午前中だけ出席するということですが、如何いたしましょうか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員長(結城安次君) それでは野田氏に対する質問は午前中にできるように皆さんにおいて御用意願いたいと思ひます。

それから松本善治氏は風邪と血圧のため出席し難い、松永氏はお見えになるようですから、これで御了承願ひます。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員長(結城安次君) それから今日の議事進行に關する件であります。が、参考人の多数出席がありますので、議事を取進めるために、委員長から各項目を作つて總括的に質問いたします。

で、それに対する答弁を一応求めて、それに関連して委員の各位から御質問願うということで御異議ございせんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員長(結城安次君) では、そういうことにいたします。

それから農林委員会に付託になつております農山漁村電気導入促進法案は、農林と通産との二重監督の虞れがありますので、連合審査を申入れる必要があると存じます。さう取計らつてよろしくございせんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員長(結城安次君) それではそういうことにいたします。

本日はこれで閉会いたします。

午後三時五十九分散会

昭和二十八年一月十四日印刷

昭和二十八年一月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局